

## 高梁市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、乳幼児を養育する保護者（以下「保護者」という。）が、外出中に授乳やおむつ交換等を行うために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」と位置付け、その所在を広く周知することにより、保護者が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進していくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「赤ちゃんの駅」とは、次に掲げる要件をいずれも満たす高梁市内の施設で、施設の開所又は営業時間に保護者が自由に利用でき、かつ市長が認定したものをいう。

- (1) 壁等で仕切られ、プライバシーを確保して授乳することができる場を備えている。
- (2) ベビーベッド等を備え、衛生的におむつ交換をすることができる。

### (利用者)

第3条 赤ちゃんの駅の利用者は、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児連れの保護者とする。

### (登録)

第4条 赤ちゃんの駅の登録を希望する施設管理者（以下「申請者」という。）は、高梁市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を受理したときは、内容を審査の上、赤ちゃんの駅として認めるときは、高梁市赤ちゃんの駅登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録し、高梁市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、ステッカーを交付する。

### (変更)

第5条 前条第2項の規定により登録された施設の管理者（以下「登録施設管理者」という。）は、赤ちゃんの駅として登録された内容を変更したときは、高梁市赤ちゃんの駅登録内容変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された変更届を受理したときは、内容を確認し、登録簿の記載内容を変更し、高梁市赤ちゃんの駅登録通知書によりその旨を通知する。

### (調査及び報告)

第6条 市長は、赤ちゃんの駅が適切に管理運営されていることを確認するため、必要な調査をすることができる。

2 市長は、必要と認めた場合は、施設の管理運営状況について当該登録施設管理者に報告を求めることができる。

(登録の解除)

第7条 赤ちゃんの駅の登録を解除しようとする登録施設管理者は、高梁市赤ちゃんの駅登録解除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したとき、又は赤ちゃんの駅として登録された施設が要件を満たさないと判断したときは、登録を解除するものとする。

3 市長は、登録を解除したときは、登録簿から除外し、高梁市赤ちゃんの駅登録解除通知書(様式第6号)により当該登録施設管理者に通知するものとする。

(施設の管理)

第8条 登録施設管理者は、当該施設の出入口その他利用者の目のつきやすい場所に、第4条第2項に定めるステッカーを表示するものとする。

2 登録施設管理者は、利用者が赤ちゃんの駅を安全に利用できるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 登録施設管理者は、次のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講じることができる。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 臨時的に施設を休業するとき。

(4) 施設管理上の支障があるとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、赤ちゃんの駅の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

高梁市赤ちゃんの駅登録申請書

年 月 日

高梁市長

申請者（施設管理者）

住 所

氏 名

印

電話番号

高梁市赤ちゃんの駅としての登録を希望するので、高梁市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要領第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

施設名称				公共施設 ・ 民間施設 (いずれかに○)
施設所在地	高梁市			
施設の開所又は営業時間(赤ちゃんの駅を利用できる時間帯)※1	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
赤ちゃんの駅についての問い合わせ先※2	部署		電話番号	
備 考				

※1 「施設の開所又は営業時間（赤ちゃんの駅を利用できる時間帯）」は曜日等で制限がある場合は、その旨を記入すること。

※2 「赤ちゃんの駅についての問い合わせ先」は、市民が問い合わせるための部署・電話番号を記入のこと。



様式第3号（第4条関係）

高梁市赤ちゃんの駅登録通知書

年 月 日

申請者 様

高梁市長

印

申請のありました高梁市赤ちゃんの駅について、次の施設を登録することとしましたので通知します。

登録番号		
登録施設	名称	
	所在地	
	赤ちゃんの駅を利用できる時間帯	
	赤ちゃんの駅の問い合わせ先	
	登録年月日	

様式第4号（第5条関係）

高梁市赤ちゃんの駅登録内容変更届

年 月 日

高梁市長

施設管理者

住 所

氏 名

印

電話番号

高梁市赤ちゃんの駅について、次のとおり登録内容が変更しましたので届け出ます。

登録番号		変更前	変更後
変更年月日			
変更内容  (変更のあった 事項のみ記入)	名 称		
	所 在 地		
	赤ちゃんの駅を 利用できる時間帯		
	赤ちゃんの駅の 問い合わせ先		

様式第5号（第7条関係）

高梁市赤ちゃんの駅登録解除申請書

年 月 日

高梁市長

申請者（施設管理者）

住 所

氏 名

印

次の施設について、高梁市赤ちゃんの駅の登録を解除願います。

施設名称		
施設所在地		
解除理由		
解除年月日		

様式第6号（第7条関係）

高梁市赤ちゃんの駅登録解除通知書

年 月 日

申請者 様

高梁市長

印

申請のありました高梁市赤ちゃんの駅について、次の施設の登録を解除しましたので通知  
します。

登録解除施設	名 称	
	所 在 地	
	解除年月日	
	解 除 理 由	

